

市からの お知らせ

- 主催者
 - 日時・期間
 - 対象・定員
 - 場所・会場 講師
 - 費用(記載のないものは無料)
 - 持ち物
 - 申込方法 問い合わせ
 - 保育 保育あり
 - 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)
- ※市外局番「0422」は省略。

申し込み記入例

- あて先は 各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは 〒181-8555 三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は 返信用にも住所・氏名を記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

マイナンバーカード特設窓口 臨時休業のお知らせ

◆休業日
 5月7日(土)
 ◆マイナンバーカード専用コールセンター ☎050-5050-1462
 日～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く)
 市民課 ☎29-9191

みたか観光案内所 臨時休業のお知らせ

◆休業期間
 5月16日(月)～20日(金)
 NPO法人みたか都市観光協会 ☎40-5525(火曜日休み)

三鷹市生産性向上補助金を交付します

新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、市内事業者の生産性向上につながる取り組みに対して補助金を交付します。申請要件・期間などの概要は市ホームページをご覧ください。詳細は『広報みたか』6月5日発行号に掲載します。
 生活経済課 ☎29-9615

地域のサロン活動資金を助成します

次のすべてに該当する自主サークル60団体。①市内で月1回以上、サロン(参加者3人以上)での地域の仲間づくりや助け合い活動を行っている、②ほかの団体・機関から活動の助成を受けていない、③前年度からの繰越金が1万円を超えない、④政治・宗教・営利目的でない
 ※これから立ち上げる活動も対象。
 ◆助成額 1団体につき上限10,000円

(交付後、活動報告書などを提出)

5月9日(月)から申請書・事業計画書(三鷹市社会福祉協議会ホームページHP <https://www.mitakashakyo.or.jp/>で入手)を、みたかボランティアセンターへ(先着制)
 同センター ☎76-1271

骨髄移植ドナー支援事業を実施しています

骨髄または末梢(まっしょう)血幹細胞の提供者(ドナー)となった市民と、ドナーの勤務する事業所を対象に、助成金を交付しています。

①骨髄などの提供を行った日に市内に住所があり、(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄などの提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた方、②①に該当する方が勤務している事業所など(主たる給与の支払者)

◆助成内容 骨髄などの提供のための通院または入院について、7日を上限として、1日につき①20,000円、②10,000円を交付します。

骨髄などの提供が完了した日から90日以内に申請書と必要書類を健康推進課(元気創造プラザ2階)へ
 (公財)日本骨髄バンク ☎03-5280-1789(骨髄バンク事業について)、同課 ☎24-8050(ドナー支援事業について)

税金

軽自動車税(種別割)の納税通知書を4月28日に発送しました

納付は金融機関やコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、スマートフォンのアプリからでも可能です。税

率など詳しくは、同封のお知らせをご覧ください。

市民税課 ☎29-9193

休日納税相談窓口を開設します

5月7・14日の土曜日、8・15日の日曜日午前9時～午後4時30分

納税課(市役所2階25番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。

◆同日程で電話相談も受け付けます

新型コロナウイルス感染防止の観点から、電話での相談をご検討ください。

◆三鷹市納税推進センターが納付忘れの電話呼び掛けを行っています

毎週月・火曜日正午～午後8時、水・土曜日午前9時～午後5時

※金融機関や口座を指定し、振り込みを指示することはありません。不審な場合は同課へご連絡ください。

同課 ☎29-9210

5月31日(火)は 固定資産税・都市計画税(第1期)、軽自動車税(種別割)の納期限です

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が加算されます。納期内納付が困難な場合は納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアやペイジー対応のATMでも可能です。4月から、スマートフォンのアプリからでも納付できるようになりました。

※キャッシュカードによる口座振替受付サービスを実施しています。

同課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)

空き家の発生を抑制するための特例措置

平成28年度の税制改正により、相続した空き家(耐震性のない場合は耐震リ

フォームをしたものに限り、その敷地を含む)または相続した空き家を取り壊した後の土地を譲渡した場合に、その空き家または土地の譲渡所得から3,000万円までが特別控除されます。確定申告に必要な「被相続人居住用家屋等確認書」の発行は、当該家屋が所在する市区町村で行います。発行を希望する方は、申請書に必要な書類を添付して提出してください。

詳しくは国土交通省ホームページHP <https://www.mlit.go.jp/>をご覧ください。また、不明な点は武蔵野税務署 ☎53-1311へお問い合わせください。

◆「被相続人居住用家屋等確認書」の交付に必要な書類

市内の被相続人居住用家屋に関する「被相続人居住用家屋等確認書」は、都市計画課で発行します。申請書は、市ホームページで入手できます。

必要書類を直接または郵送で「〒181-8555都市計画課(市役所5階52番窓口)へ

同課 ☎29-9704

年金 国保・年金

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からの引き落としを口座振替に変更できます

通帳またはキャッシュカード、届出印、保険証を納税課(市役所2階24番窓口)へ

※8月の年金引き落とし分から変更したい方は、5月31日(火)までに申請してください。

同課 ☎29-9218

スマホでも市税などの納付ができます

4月1日以降に発行された納付書から、スマートフォンのアプリを利用してバーコードを読み取るだけで、キャッシュレスで市税などの納付ができるようになりました。

利用できるアプリ決済サービス



納付できる税目など

- ①市民税・都民税(普通徴収)、②固定資産税・都市計画税、③固定資産税(償却資産分)、④軽自動車税(種別割)、⑤国民健康保険税(普通徴収)、⑥後期高齢者医療保険料(普通徴収)、⑦介護保険料(普通徴収)、⑧学童保育所保育料、⑨学童保育所延長保育料、⑩利用者負担額(保育料)、⑪延長保育利用料(公立)、⑫保育園給食費(公立)、⑬母子及び父子福祉資金償還金、⑭女性福祉資金償還金

利用できる納付書

- 次の条件をすべて満たす納付書で利用できます。
- 4月1日以降に発行されたもの(裏面の「納付する場所」欄にアプリ決済サービスの記載があるもの)
 - 1枚当たりの金額が30万円以下のもの
 - 表面の左下にバーコードが印字されたもの
- ※3月以前に発行した納付書で、アプリ決済サービスでの納付を希望する方は、税目ごとの問い合わせ先(右記参照)へご連絡ください。

注意事項

- 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。
 - ⑬⑭は「LINE Pay請求書支払い」「PayPay請求書払い」「au PAY(請求書支払い)」は利用できません。
- 問 ①～⑥納税課 ☎0422-29-9211、⑦介護保険課 ☎0422-29-9277、⑧⑨児童青少年課 ☎0422-29-9671、⑩～⑫子ども育成課 ☎0422-29-9673、⑬⑭子育て支援課 ☎0422-45-1151(内線2755)

※手話の表示がない事業でも市の主催事業では、希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣します(開催日の1週間前までに事業の担当課へ要申込)。